

経営持続化臨時特別支援金のお知らせ

道では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と事業継続に取り組んでいただいている事業者の皆様をご支援するため、新たに2つの制度を創設します。

①**支援金A** 今回の道の休業要請にご協力いただいた事業者の皆様が対象。

②**支援金B** 今回の道の休業要請の対象外の事業者の皆様が対象。

・支援金は、AまたはBのどちらかのみを受け取ることができます。今回の道の休業要請や酒類の時間短縮の対象となる施設を管理運営する事業者の皆様は、支援金Bは申請できません。

支援金Aについて ※休業要請の対象となった方

支援金の内容・支給額

①道の休業要請を受け、 対象施設の休業にご協力いただいた事業者	左記に加え	国の提唱する「新しい生活様式」を实践すること(※2)	支給額 10万円 (※1)
②酒類を提供する上記①を除く飲食店において、 道の要請を受け、酒類の提供時間短縮(19時まで)のご協力いただいた事業者			

※1 札幌市内の事業者については、支援金Aの10万円のうち、札幌市が5万円分を支給します。
(申請については、道において一括して受理します。)

支援金の支給対象となる期間

遅くとも令和2年5月19日(火)から5月31日(日)まで、休業にご協力いただくことが必要です。
(仮に、休業要請等の期間が「短縮された場合はその日まで」、「延長された場合は5月31日まで」)

休業要請等の対象施設の範囲

・これまで(令和2年4月25日(土)から5月15日(金)まで)の休業要請等の対象施設と、
今回の休業要請等の対象施設は、以下のとおり地域によって内容が異なりますのでご注意ください。

類型	石狩振興局管内	その他の地域
法令に基づく施設 例：スタック、カラオケボックス、スポーツクラブ、ネットカフェ、映画館、展示場等	対象 変更ありません	対象 変更ありません
法令によらない協力依頼を行う施設 例：床面積計が1000㎡以下の大学、学習塾、博物館、美術館等		対象外に変更
酒類を提供する上記に含まれない飲食店		対象外に変更

・詳しくは、「別添資料1」をご確認ください。

支援金Bについて ※休業要請の対象ではない方

支援金の内容・支給額

○ 休業要請の対象外 だが、長期間の外出自粛や自主的な休業により、 月の売上が前年から、1/2以下になった事業者 ※基本的に国の持続化給付金の対象者が、対象となります。 (持続化給付金は令和元年12月末までに開業した方が対象ですが、本支援金では、令和2年3月末までに開業した方も対象とします。)	左記に加え	国の提唱する「新しい生活様式」を实践すること(※2)	支給額 5万円
---	-------	----------------------------	------------

※2 「**新しい生活様式**」とは、新型コロナウイルス感染症等の拡大を防ぐため、国民一人ひとりが今後の日常生活で心がけていただきたい実践例として、国から提唱されたものです。

※ 詳細は「別添資料2」をご覧ください。



受付の開始日や期限等、制度の詳細については決まり次第別途お知らせします。

支援金支給の申請に必要な書類

- ① 申請書（支援金A・B共通様式。札幌市内の事業者は別様式。）
- ② 誓約書（支援金A・B共通様式）
- ③ 通帳の写し
- ④ 本人確認書類の写し【個人事業者のみ】
- ⑤ 「新しい生活様式」の実践に係る取組内容が分かるもの
「新北海道スタイル」安心宣言書の写し 等

支援金A（上記①～⑤に加えて必要となるもの）

（1）道の休業協力・感染リスク低減支援金を既に受給している方

- ⑥ 道の休業協力・感染リスク低減支援金の支給通知の写し

（2）遅くても5/19以降、休業等の要請に新たにご協力いただける方

- ⑦ 営業の実態が確認できるもの

対象期間より前から継続して営業していることを確認できるもの。

- ⑧ 業種・業態が確認できるもの

施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写し又は申請する対象施設ごとの外観（社名や店舗名入り）及び内景がわかる写真

- ⑨ 休業等の状況が確認できるもの

対象期間中に休業する（していた）こと、酒類の提供時間を短縮する（していた）ことがわかる店頭告知チラシ（掲示物）やメニュー、それらがいった施設の写真、自社のホームページの写しなど

※**ご注意** 上記書類が必要になりますので、休業中に保存・記録願います。

支援金B（上記①～⑤に加えて必要となるもの）

- ⑩ 国の持続化給付金の「給付通知書」の写し

- ⑪ 業種・業態が確認できるもの

施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写し又は申請する対象施設ごとの外観（社名や店舗名入り）及び内景がわかる写真

令和2年1月以降3月末までに開業された方【支援金Bの特例】

※ 令和2年4月1日以降の任意の1ヶ月の売上が、令和2年1月から3月までの任意の1ヶ月平均の売上よりも50%以上減少した場合に、支援金をお支払いします。

- ⑫ 法人の場合：登記事項全部証明書 又は 商業登記簿謄本の写し
個人の場合：開業届出書の写し

- ⑬ 売上が減少した月と比較する月平均の売上高が分かる書類（帳簿等）

必要書類や申請手続きの詳細は、申請の手引きを作成の上、別途お知らせします。

お問い合わせ【休業要請専用ダイヤル】

【休業要請専用ダイヤル】011-206-0104 又は 011-206-0216

【開設時間】8時45分～17時30分（土、日、祝日も開設しています。）